

条 例

埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第十号

埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四の項及び別表第二の一の項中「就労自立給付金」の下に「若しくは進学準備給付金」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。